

平成 29 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社ユナイテッドアローズ  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 竹田 光広  
(コード番号 7606 東証 第1部)  
問合せ先 I R 室 室長 丹 智 司  
(TEL 03-5785-6637)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を 2017 年 6 月 22 日開催予定の第 28 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 本制度の導入の目的

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の報酬額については、2016 年 6 月 23 日開催の第 27 回定時株主総会において、年額 500 万円以内（なお、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含みません。）とする旨のご承認をいただいております。

今般、対象取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、新たに次のとおり本制度の導入を本株主総会に諮ることを決議しました。

#### 2. 本制度について

##### (1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に對し、原則として中期経営計画の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として当社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を発行又は処分（以下「交付」といいます。）し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の譲渡制限期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除さ

れなかった本割当株式は無償で当社に返還（譲渡）するものいたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。なお、本日付で同時に公表された中期経営計画で掲げられた目標数値と所定の業績に係る数値とは、後者がより厳格となるよう設定される場合があります。また、対象取締役による株式保有を促進する観点から、本割当株式の一定割合については、所定の業績達成度にかかわらず、原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものいたします。

かかる譲渡制限の解除は、原則として、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件といたします。

譲渡制限期間及び業績達成条件その他本制度の運用全般に関する事項については、指名・報酬等委員会の審議を経たうえでその意見を尊重して、取締役会において決定いたします。

## （２）対象取締役の報酬額の改定

新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するため、本制度に係る対象取締役の報酬額を、現行の報酬額とは別に、年額 300 百万円以内とします。また、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は年 12 万株以内とします。ただし、当該報酬額は、原則として中期経営計画の対象期間である 3 事業年度の初年度に、3 事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定です。ただし、本株主総会終結後、当社株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、本割当株式の総数を合理的に調整するものいたします。

これに伴い、現行の報酬額について、従来ご承認いただいた年額 500 百万円以内から 100 百万円を減額し、年額 400 百万円以内と改定いたします。

ただし、対象取締役の報酬額には、従前と同様、使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものいたします。

以上